

令和5年度
塩尻市資金不足比率
審査意見書

塩尻市監査委員

令和5年度塩尻市資金不足比率に係る審査意見

この審査は塩尻市監査基準に基づき実施した。

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか等を主眼として審査を実施した。

4 審査の主な実施内容

市長から提出された令和5年度の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員からの説明及び質疑により審査した。

5 実施日程及び場所 令和6年7月17日(水) 塩尻総合文化センター 2階 学遊室

6 審査結果

(1) 総括

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ算定されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、次表のとおりであった。

(単位: %)

会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
塩 尻 市 水 道 事 業 会 計	－	－	20.0
塩 尻 市 下 水 道 事 業 会 計	－	－	20.0
塩 尻 市 農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	－	－	20.0

(注) 「－」は、資金不足比率が算定されない(資金不足がない)ものである。

(2) 審査の所見

令和5年度の各会計に係る資金不足比率は、令和5年度の各会計において資金不足がないため、比率の算定に該当しないので、特に問題はないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。